

学位論文審査基準

心理科学研究科臨床心理学専攻では、研究倫理教育（標準プログラム）を修了した者に対して、次の判定基準に基づいて博士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、博士（臨床心理学）の学位を授与する。

博士の学位を受ける者は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、当該専門分野における研究を自立して実践できる能力及び高度な専門的能力を有していること。

博士論文は、次に定める「学位論文の評価基準」に基づき評価を受けることとし、博士の学位を受ける者は、当該専門分野の発表会・審査委員会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。

学位論文の評価基準

（論文の審査項目）

- 1) 当該専門分野における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、説明する能力を身につけているか。
- 2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- 3) 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっており、論理的に明確な結論が導かれているか。
- 4) 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。
- 5) 当該専門分野の理論的見地または実証的見地に加え、国際的な学術水準から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

審査委員の体制

審査委員は、主査（指導教員）および2名の副査による3名で構成され、審査委員の選定は、専攻会議にて承認した者とする。

審査の必要に応じて、審査委員に研究科内の他専攻の教授または准教授を委員に充てることができる。

審査方法

＜課程博士＞

審査委員は、提出された博士論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。また提出された博士論文に基づき発表と質疑応答を含む公聴会を行った上で、最終試験を行う。

＜論文博士＞

学力の確認は、申請者の学歴、業績の審査又は筆答・口頭試問により行う。

審査委員は、提出された博士論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。また提出された博士論文に基づき発表と質疑応答を含む公聴会を行った上で、最終試験を行う。